

令和7年4月7日

保護者 様

福島県立あぶくま支援学校長

学校における薬の預かり及び投与について

学校における薬の預かり及び投与につきましては、安全に実施するため下記のように対応します。趣旨を御理解の上、御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 学校における薬の預かりについて

- (1) 本校が預かることができる薬は、医師等が処方した医療用医薬品に限ります。市販薬は預かりません。
- (2) 学校内での医療用医薬品の預かり及び投与や投与の介助は、保護者等からの依頼に基づいて行います。
- (3) 医師からの投薬の指示がある期間のみお預かりします。
- (4) 症状に応じて使用の判断が必要な医療用医薬品を預かることはできません。ただし、本人が服薬の必要性を判断できる場合はこの限りではありません。
- (5) 医療用医薬品の使用の介助については、医師、歯科医師又は看護職員が、患者の状態が以下の3条件を満たしていることを確認し、教職員による医療用医薬品の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、教職員が行います。

<医療用医薬品の使用の介助の3条件>

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内服薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮必要な場合でないこと

2 依頼時の提出物及び薬の準備方法

- (1) 「薬の投与依頼書（様式1）」
- (2) 「薬の説明書の写し」（お薬手帳の写しでも可）
- (3) 投与する「薬」
 - ・内服薬は1回分に分け、氏名を記入してください。
 - ・1日ごとにその日に投与する分を持たせてください。
 - ・1回分に分けることができない外用薬は、「薬の投与依頼書」に使用方法や投与量を明記の上、薬の容器に氏名を記入して持たせてください。

（裏面に続く）

3 注意事項

- (1) 服薬時間について、主治医に相談の上、学校生活時間以外に変更できるものは変更にご協力をお願いします。
- (2) 「薬の投与依頼書」の有効期限は年度末とします。新年度には新しいものをご提出ください。
- (3) 薬の内容（種類・用法・用量）に変更があった場合は、「薬の投与依頼書」を再度提出してください。
- (4) 高等部に限り、自己管理の可能な児童生徒に関しては、本人が判断し、使用するという前提で薬を学校に持参することが可能です（「薬の投与依頼書」の提出は不要です）。その際には、薬の種類、服薬時刻、注意点等を担任までお知らせください。
- (5) 宿泊を伴う行事の場合は、別に「薬の投与依頼書（学校行事用）」を提出していただきます。
- (6) 症状のひどい時は、なるべく自宅で休養をとるようにお願いいたします。